

2011年 4月 28日

最高裁決定に対する原告団・支援する会の声明

原告 渡辺博明 小林麻須男 諏訪謙司
藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会代表 村上 清

- ①、原告らの「ごみ有料化条例の無効請求裁判」に対する東京高裁判決を不服として、昨年5月10日付けで最高裁に上告していた裁判に対して、最高裁は3月15日に、実質的な審理を回避して「上告棄却」の決定をしました。

- ②、最高裁は、「判決」で判断をくだすと、東京高裁の判決の法律上の明らかな間違いを指摘することになって、ごみ有料化の無効の判決をしなければならず、全国的な影響が大きいので、私たちの上告に対する正面からの判断を避けて、「重大な法律違反の問題という上告理由に当てはまらない」と苦しい棄却決定を下したものとすることができます。
最高裁の決定により、平成19年3月26日、横浜地裁に提訴以来、4年に及ぶ裁判に一応の決着が付けられたことになりましたが、最高裁の決定でも、藤沢市のごみ有料化が有効であるとは一言もいってできませんでした。
本来、地方自治体が徴収する手数料は、地方自治法227条によって「特定の者のためにする事務でなければ徴収できない」ことになっているにも係わらず、最高裁は、これを「単なる法理違反であって、法律解釈の重要事項を含むものではない」と、なんらの判断根拠も示さず上告棄却の判断を下しています。これは、明確に法律違反があるにも係わらず、全国的自治体に広くごみ有料化が進む現状の中で、司法上違法との判断を下すことの影響の大きさを考慮し、判断を回避した政治的決定だと言うことができます。

- ③、最高裁の決定は、1)「ごみ減量のために有料化は適法だ」との行政の主張を認めたものではなく、2)また、一、二審の判決も「受益者を特定できない限り、有料化は違法」であることを否定していないのですから、今後の運動として、「受益者を特定出来ない集合住宅のごみ収集の問題」や「自主的意志に基づかない有料袋使用の強制の問題点」等を明らかにしてゆけば、藤沢市のごみ有料化条例廃止は可能だと考えます。最高裁が、このように藤沢市のごみ有料化を有効と判断できなかったのですから、私たちは、さらに世論を高め、ごみ有料化は無効だから撤回せよとの運動を提起するとともに、また全国のごみ有料化に反対する住民との連帯も作って行きたいと考えます。

④、原告の訴えは、最高裁によって意図的に判断が回避されたのですが、提訴より4年間、裁判係争中、神奈川県においてごみ有料化を実施した自治体は無く、また全国的に見ても有料化を実施した自治体は少なく、原告として取組んだ4年間の裁判は、ごみ有料化の全国的拡大に歯止めをかける役割をはたすことが出来たものと自負しております。

⑤、原告は、今回を以ってごみ裁判を終了致しますが、4年間の裁判を通じて、「藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会」の皆様、藤沢市内外からの多くの市民の皆様の物心両面にわたるご支援をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

また、市民の手による市民の裁判として進めた私どもに対し、大学教授、専門家、弁護士の方より、多大のご指導・ご支援を賜ったことに対しても、心より御礼申し上げる次第です。

藤沢ゴミ有料化裁判最高裁判決(決定)

原判決の表示 東京高裁平成21年(行コ)第368号(平成22年4月27日判決)
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成23年3月15 最高裁判所第三小法廷

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び中立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

- 1 上告について
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。
- 2 上告受理申立てについて
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。